

学校法人梅村学園評議員の報酬等に関する規程

2025 年 4 月 1 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人梅村学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第 59 条第 1 項の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬 出席手当等、評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。この報酬には、教職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (2) 費用 評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料の経費をいう。

(出席手当)

第 3 条 評議員に対し、次の各号に掲げる出席手当を支給する。

- (1) 評議員会 1 回当たり 5 万円（源泉徴収税別）
- (2) 理事選任機関 1 回当たり 2 万円（源泉徴収税別）

2 評議員会及び理事選任機関が同日に開催される場合においては、評議員会に関する出席手当のみを支給する。

(報酬等の支給方法等)

第 4 条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、本人の申し出により辞退することができる。

(費用)

第 5 条 評議員には、旅費規程及び海外出張旅費内規に基づいて旅費を支給する。

2 評議員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 6 条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第 151 条第 2 号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。